

**Q** ごみが少量で、メモ紙や茶がらなど家庭ごみと変わらないのですが、家庭用ごみ集積所には出せませんか？

**A** 事業系ごみは、量や質に関わらず、事業活動に伴って生じたごみのことを言います。事業活動から生じたものであれば、大企業から多量に生じる場合も、個人商店や住宅付き店舗のような小規模な事業所から排出される場合も、事業系ごみとして適正に処理をしなければならず、たとえどんなに少量でも家庭用ごみ集積所には出すことはできません。自ら処理施設に搬入するか、収集運搬を許可業者に委託し、適正に処理してください。

**Q** 市内に設置されている資源物常時回収ステーションに資源物を出すことはできますか？

**A** 資源物常時回収ステーションは、家庭から排出される資源物を回収するための施設です。事業活動に伴い排出される資源物を出すことができません。

**Q** 自宅兼事務所なのですが、ごみはどのように出せばいいのでしょうか？

**A** 自宅兼事務所でも、事業から発生するごみと、家庭から発生するごみをそれぞれ明確に区分する必要があります。事業から発生するごみについては自ら処理施設に搬入するか、許可業者に委託し適正に処理してください。家庭から排出されるごみは市のルールに従い分別して排出してください。

**Q** 事業から発生するごみは、市の指定袋に入れなくてははいけませんか？

**A** 市の指定袋は、全て家庭系ごみ用の袋です。事業系廃棄物に使用する必要はありません。

**Q** クリーンセンターに搬入できるものは何ですか？

**A** クリーンセンターは、一般廃棄物の焼却施設です。事業系一般廃棄物のうち、燃やせるごみを直接搬入することができます。搬入する際は、長さ 3m 以下、材質の厚さ 20cm 以下としてください。また、10 kg までごとに 150 円の事業系廃棄物処理手数料が必要となります。

**Q** 収集運搬業者の委託契約料金は決まっていますか？

**A** 契約は事業者と収集運搬業者が取り交わすものです。金額は、収集量や収集回数、事業所の場所などの要因で変わりますので、直接、収集運搬業者にご相談ください。

**Q** 自ら民間の処理施設に搬入した際の費用はどれくらいですか？

**A** 民間の処理施設に搬入する際の金額は、廃棄物の品目や量などに応じて変わりますので、直接、搬入先にお問合せください。

**Q** 自社の敷地内なら、ごみの焼却や埋立てはできますか？

**A** 廃棄物処理法により、基準を満たさない焼却や埋立ては禁止されており、これに違反した場合は処罰されますので絶対に行わないでください。

上越市の豊かな環境を保全し、未来につなげていくためには、事業者・市民・市のそれぞれが、日頃の取組を見直しながら、連携・協力していくことが大切です。

本ガイドブックでお知らせした内容とともに、次のような取組を進めていただくことをお願いします。

- ごみの分別に努め、法令に従い再生利用を進める。
- 事務用紙類の再資源化を進め、古紙パルプを使用した紙類の使用を進める。
- 生ごみや商品の廃棄量を削減する。
- 不法投棄防止活動やクリーン活動など、地域の環境美化活動に協力する。

上越市自治・市民環境部 生活環境課 ☎025-526-5111 (代)

【区に所在する事業者は、各地区の総合事務所 市民生活・福祉グループへ】

- |                         |                        |
|-------------------------|------------------------|
| ・安塚区 ☎025-592-2003 (代)  | ・吉川区 ☎025-548-2311 (代) |
| ・浦川原区 ☎025-599-2301 (代) | ・中郷区 ☎0255-74-2691 (直) |
| ・大島区 ☎025-594-3101 (代)  | ・板倉区 ☎0255-78-2141 (代) |
| ・牧区 ☎025-533-5141 (代)   | ・清里区 ☎025-528-3111 (代) |
| ・柿崎区 ☎025-536-6703 (直)  | ・三和区 ☎025-532-2323 (代) |
| ・大湊区 ☎025-534-6807 (直)  | ・名立区 ☎025-537-2121 (代) |
| ・頸城区 ☎025-530-2311 (代)  |                        |